（郵便物認可）　（日曜日休刊）　（定價二錢）

時事新報

時事新報定價
一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ書使ニテ送達スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵税ヲ申受ク
時事新報廣告料前金、一行ニ付
一行廿四字詰一段　自一行至十行　金八錢　自一行至廿行　金十六錢
自十一行至廿行　金六錢　自廿一行以上　金五錢
二日以上　金七錢　六日迄
七日以上　金六錢九厘五毛　十五日迄
十六日以上　金五錢八厘五毛五錢五厘

時事新報

獨逸列國の大勢（前號の續き）

墺地利の政略

墺地利の政略を論ずるに先ちて預め讀者の知るを要すべきは國の內情なり抑も此國は墺地利匈牙利二國の同盟より成るものなれ共其間の折合ひ甚だ六ケ敷く互に相猜忌して外交政略も之が爲めに確然たらざるは寧ろ兩國の不幸なりと云はざる可ふず匈牙利は古來建國の其際より既に露國に反對して口碑風俗を異にし千八百四十八年獨立の兵を擧ぐたる時よも露國が墺地利を助けざる爲め匈人遂に敗北をたる怨もあり夫れのみならず露國とは境土相接して露國人種の群居する中間に國を建るが故にこれを視るまと仇の如く不平怨恨の激する所露國に對して隨分開戰をも憚からざるの有樣なり嘗た墺地利本部の人の感覺も多少これに同くして露國と敵視するに相違なけれども利害の關係に自ら厚薄あれば稍平和の傾きに非ず隨て墺地利の政略勝利を得ては外交手段温和と爲り之に反して匈牙利の政略勢ひを占むる時は露國に對して激昂の色あるは免れ難き次第なり共概して今日の處に於ては墺地利匈牙利聯邦政府の主義必ず平和に在るよ相違なきあり其原因は一にして足らずと雖も財政の困難兵力の不足先づ重なる點にまて且つ聯邦の國民樣々なる人種種族より成る墺地利帝國に在りてはスラーブ人ゼルマン人匈牙利王國に於てはマヂアル人ルーマニア人スラーブ人又更に細に分れて多樣の人種を成すのミならず宗教の如きは書歌れ最も頑固なる者と新教の最も活潑なる者と相觸れ相激して極めて不調和の伸あれば凡そ世界中にて統御に難き國民は此聯邦に若くものなかるべしと云へども即ち是れ聯邦政府が二念なく平和を求めざる所ゆるの理由なして其日耳曼若くは伊太利に同盟を結びざるは獨り嫌疑に撰えに出るに非ず國家の危急勢ひ此の如くせざれば其獨立を保つ能はざるの必要あるに因るものと云ふ可し

露國が一朝墺地利に開戰を布告し彌々侵略の策を公けにするとありとして英國の同盟は墺地利に利益あるべきやと云ふに英國海軍の力は歐洲にて最も勢威ある者なれども露國が陸續きに墺地利の背後を衝くべき戰爭には何の用をも爲す可らず又英國より海を越えて態々墺國に兵を送るよは運送の一事既に容易く數十日を費すべく援兵到着の曉よい勝敗の數既に決して實用に立たざるは明白の理なり事實墺國の利害を考へたらば徒らに英國の同盟を求めんよりい縱令へ小國なるにもせよルーマニヤと同盟して其援を假るの優れるに若かざる可し何となればルーマニヤの陸軍い軍紀整肅にして且つ事に臨んで十五萬の精銳を繰出すこと亦容易なるべしあり此の如く英國現在の兵力は微弱なる者とせばけて一のルーマニヤに及ばざるは是れも恃むよ足る可らず或は日耳曼が之と助けて露軍繼續と攻むる道を防ぎたらば墺國は爲めには此上なき利益あらんと雖ども然れ共一方に日耳曼が斯く墺地利と援くるの場合には佛蘭西獨り局外に默すべきに非ずして必ず起て露國に應ずるに相違なからる可し果して然らば日耳曼はライン河畔に兵を張り以て佛軍に備ふるの用意大切なるが故ゐ復た悠々墺地利を救ふの餘力ある可らず此際獨り恃むべきい伊太利の一國にて幸にルーマニヤが墺國の爲め其中立と守るに於ては墺國い伊國に約するに其望む所のダイロル地方を割て伊國ゐ援を假るとを以てすべし墺伊能く其同盟と全ふしまゝ

ば墺國は露國ゐも抗抵し得べく爲めに亡滅を免れて歐洲一强國れ地位を保つの策行はれ難し露國が土耳格を侵掠せんとするの方策に二あり一は羅巴大陸より長驅して君斯坦丁堡に入らんとする者一は迂廻して亞細亞の裏手より衝く者即ち是なり偖又之に對して土耳格を始め東方の諸國に於て露の侵掠を防ぐべきの一手段い謂ゆるバルカン同盟ゐる者を組織して（バルカン山は歐羅巴土耳格を横切りて黑海に通ずる山脈あり）土耳格國を盟主と爲しバルガリヤ、セルビヤ、ルーマニヤ若くい希臘の諸邦國之に連衡し攻守與に露國を敵にするに在るとなれ共列國の間又樣々ある情實ありて利害の徑庭を殊ふしそれば バルカン同盟の說も言ふべくして行ふ可らざるの空論あり然らば英墺聯合して露國に備ふるの策は如何にと云ふに最初伯林條約の際に英國の委員ビーコンスフヰルド侯ト墺國委員アンドラシー侯と兩人の間に其議ありて英墺れ共同、土耳格の爲に其版圖の保全を約を歐羅巴土耳格は英國之と防ぎ亞細亞土耳格は英國之を守り且露軍歐羅巴より來る時い英國墺國を助け若し亞細亞より入る時ハ墺國宜しく英國を救ふべしと英國委員其意見を提出したりとも故ゐつて成らず次で更よ昨年七月に至り英國再たび墺國に同盟を求めたるに其議敗れて英墺今日の關係は決して相依るものよ非ず且つ墺國政治家の考ふ於ては英國を信ぜて恃むべきの同盟と爲さゐると明白にして英國實際の勢ひも亦墺國所望の援と爲す能はざるの狀態なれば今の策を講ずるに墺國は須らく希臘ルーマニヤ若くは又セルビヤに交と結び更に內部の敗亂をも意ふらずして聯邦部內の諸州に同等の權利と與へ內外の政策を一にして露國に抗するに若く可らず蓋し墺地利匈牙利の聯邦が多樣れ人種より成るを以て施政上困難の多からざるは前に記せる如くにして內訌の憂ひ切迫の今日外に對して露國は此國を其侵略の目標から敢て先づ內訌の不調を整頓すると大切にして次に能く伊太利と交誼を厚ふし同盟の報酬として ダイロル地方を墺與することを以てしたらば露國の侵掠を免るゝ能はざるなり而して萬一墺國が亡びざふは日耳曼は單身孤塲佛露の二强と敵にするの恐れある者なれば其政略は飽くまで墺國の獨立を助けて自國の藩塀を固むるよ相違なからん是れ墺國偶然れ幸福と云ふ可きのみ

（未完）

官報

○朕高等中學校設置區域內府縣委員會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年九月九日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
內務大臣伯爵山縣有朋

勅令第四十六號

高等中學校設置區域內府縣委員會規則

第一條　委員會ハ九月若クハ十月ニ於テ高等中學校所在ノ府縣廳下ニ之ヲ開ク其開閉ハ該學校設置區域內各府縣知事協議ノ上開會地ノ府縣知事ヨリ之ヲ命ス會期ハ七日以內トス但各府縣知事協議ノ上內務大臣ノ認可ヲ得テ開會ノ場所ヲ變更スルヿヲ得○第二條　委員ハ通常府縣會議ノ初メ委員會ニ於テ議定シタル事件ノ要領ヲ報告スヘシ○第三條　委員ノ任期ハ一會期限リノモノトス但前任ノ者ヲ再撰スルコトヲ得○第四條　委員會ノ書記ハ開會地ノ府縣知事其廳ノ屬官若クハ雇員中ヨリ之ヲ撰任スヘシ○第五條　委員會ノ諸費ハ之ヲ各府縣ニ平分シ其府縣會議諸費ヨリ支辨スヘシ○第六條　府縣會規則第三條第四條第五條第九條第十一條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條第三十二條第三十三條ハ此委員會ニ適用シ其條項中府縣知事ノ職權ニ屬スルモノハ各府縣知事協議ノ上開會地ノ府縣知事之ヲ施行スヘシ

○文部省訓令第十二號

北海道廳　府縣

本年（三月）文部省訓令第三號公私立小學校教科用圖書採定方法ニ依リ新定若クハ更定シタル圖書ハ四箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變換スヘカラズ又該圖書ハ之ヲ課スベキ最下ノ學級ヨリ用ヒシメ其他ノ學級ニハ從來ノ教科用圖書ヲ襲用セシメ漸次各學級ヲシテ新舊交換セシムヘシ

但本文ニ依リ難キ特別ノ事情アルニ於テハ文部大臣ニ稟申スヘシ

明治二十年九月十二日　文部大臣子爵森有禮

（以上本年九月十二日官報）

雜報

○支那の大學校　北清日報の記せる所に據るに此頃米國に一紳士が慈善に精神より清國に一大學校を創立し清國有爲の少年ゐ西洋の學問を敎授せんとの目的にて自ら奮て三十萬弗と義捐し尙其上に二十萬弗を同志者中より募集して其不足を補ふ事に決心したるよ為なるが此事業に關係ある宣敎師に中ゐは其設置の場所に就き種々異說と唱ふるもありて江蘇省の宣敎師は南京よそ帝國の中心ゐして十八省より有爲の少年を招集するに最便の地なれは大學校は宜く此地に築造すべしと云ひ又ドクトル　ハッパー　氏は之と廣東に設置すべしと主張を居ると云ふ又宣敎師中より天津在留の米國領事に書面を呈して領事い宜しく李鴻章氏に面會ゐ大學校設立の事に就き詳細に皇帝に奏上して其允許と請はん事を同氏に依頼もべしとの旨を陳べたり而るに李氏は常に支那人の學問智識ゐ乏しきを憂ひ居たるゐよなるを以て南京に於て此大學校を創立せんゐを求ひるよ同時に直に其設立の義に贊成同意ゐたることなれは近々皇帝ゐ之を奏上して其允許を請ふなるべしと云へり

○地下鐵道敷設の計畫　米國ゐカゴ府にて有名なるダオド、ヨラー、ゲレー、ヨューマッ其外諸氏の發起にて一會社と結び三千萬弗の資金を以て地下に鐵道と敷設せんとて此程同會社の規略なるが今其鐵道の概略を記せば底に隧道を設けゐカゴの市をなすものにて線路と四アー、ノースフヒールドの其外に東西も亦各便宜の電氣を以て光明を取り機械の等の仕掛にて大體の構造も均し況由なるが發起人り社維持のよは發起人諸氏の分に出來上りたるとみれば迄は其大道丈にても今後米國新聞に見ゆ

○火藥發明　昔は如何あ風とゐれば皆之と神授の今の發明遠導れ世の中ゐば夫のグリーキファイアて爆發そるものにて現金も一千二百五十年の頃一して之を製造すべきや更石、硫酸其他の混合物ゐしが此頃米國チャーレス偖ドノヒュー氏が發明しファイアの再發明あらんと前に於て之を試驗すべしては同氏を聘して軍將氏は辭しく之に應せざり

○日本郵船會社の船　郵船ありて內汽船四十八艘十二艘、小汽船廿艘ある居る者は唯廿三艘のみに ふ近年日本人ゐて立派ゐて何處に乘出しても耻し同社にては退々外國人に ノ江丸の船長の如きも從來い伊勢丸の船長を以て すして日本の運輸船にけ といへり又先頃到着せし丸と命名し專ら日本支那は義に英國へボンのレス るものゐるが從前の製ゐきたるを以て警見したる樣見ふれども船體は堅固 見る所ゐると云ふ其總噸數千八百九十八、噸數千八百四十なりとぞ何も目下歸航の途にあり込なれば之れを加へて郵船とゐるべし

○新設會社の身元探偵　府下にて一年々殊に本年諸會社の續々起りて其意とゐる者もあれども多き中には格別ゐれども多き中には ゐる者にして往々會社 て中絶するにゐ少きれ